

# 山口県報



令和元年  
5月17日  
(金曜日)

○条例

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

目 次

山口県知事 村岡嗣政

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月十七日

## 山口県条例第一号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同条第二項中「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成二十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五条の五中「同条第一項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第五条の六中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第五条の七中「第二十七条の三第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「第二十七条の三第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に

充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、「特例控除対象寄附金」という。)」とあるのは「特例控除対象寄附金」という。(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、同条第二項及び、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に改める。

附則第六条第一項中「第二十七条の三第一項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第六条の二中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第七条の四の二中「平成三十一年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条の六中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九条の四の二第二項から第五項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号イ(2)中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第一号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第六項及び第七項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号口及び第二号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第八項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号イ(2)及び第二号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第九条の四の三中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九条の四の四第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第四号イ(2)、第五号及び第六号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号口及び第四号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第七項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第八項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十二年

度」を「令和二年度」に改め、同条第九項から第十二項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九条の四の七第一項、第二項、第四項及び第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の五第一項及び第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第四号中「平成三十一年度以降」を「令和二年年度以降」に、「平成三十一年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第六項中「平成二十一年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年年度基準エネルギー消費効率」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十二条及び第十三条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二第一項及び第二項中「平成三十一年度」を「令和二年年度」に改める。

附則第十七条の七第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第十八条の八中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十八条中「平成三十三年一月三十一日」を「令和三年一月三十一日」に改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十八年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、第八十二条の二を第八十四条とし、同条の次に十三条を加える改正規定のうち第八十六条第一項第一号イ(3)中「平成三十一年度以降」を「令和二年年度以降」に、「平成三十一年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項中「、平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「、令和二年年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条の表の中欄中「平成三十二年年度以降」を「令和二年年度以降」に、「平成三十一年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第二条のうち附則第九条の五第一項の改正規定中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年六月一日から施行する。ただし、第一条中山口県税賦課徴収条例附則第五条の四の二、第五条の六、第六条の二、第七条の四の二から第七条の六まで、第九条の四から第九条の四の四まで、第九条の四の七、第九条の五、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条の二及び第十七条の七から第十八条までの改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

## (県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第二十七条の三並びに附則第五条の五、第五条の七及び第六条第一項の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第二十七条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の五、第五条の七及び第六条第一項の規定の適用については、令和二年度分の個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			第二十七条の三第一項 第二十七条の三第二項 附則第五条の五 附則第五条の七	特例控除対象寄附金の額 特例控除対象寄附金の額 特例控除対象寄附金の額 特例控除対象寄附金の額	を支出し、当該特例控除対象寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。） 又は第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。） 又は第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。） 又は第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）
附則第六条第一項	特例控除対象寄附金	とする	特例控除対象寄附金」とい う。」 う。（租税特別措置法第 四条の五第一項の規定の適用を 受けた同項に規定する利子等の 金額のうち当該特例控除対 象寄附金	支出したものに限る。」	支出したものに限る。」
送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則	特例控除対象寄附金又は第二十七条の三第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。」とする	と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。」とする	支出したものに限る。」	支出したものに限る。」

送付

告定第二條第七項の規定によりなお従前の例によることとされ  
特例による通じる改正前の規定による同条第一項に規定する申規  
則第七條第五項の規定による同条第一項に規定する申規  
附則第七條第五項の規定による同条第一項に規定する申規  
前法第七條第五項の規定による同条第一項に規定する申規  
書の送付法第七條第五項の規定による同条第一項に規定する申規  
書の送付法第七條第五項の規定による同条第一項に規定する申規

令和  
元年五月十七日発印  
行刷

発行  
行人所

山口県知事  
山口縣事務局